

中央教育審議会「教育振興基本計画について（答申）」（平成 20 年 4 月 18 日）

（図書館関係抜粋）

第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（3） 基本的方向ごとの施策

基本的方向 1 社会全体で教育の向上に取り組む

④ いつでもどこでも学べる環境をつくる

改正教育基本法第 3 条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ、だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する。その際、特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す。

【施策】

- ◇ 図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
 - ・ 図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、誰もが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。
 - ・ 地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す。また、学芸員の資質向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる 基盤を育てる

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体を育成する。あわせて、将来社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養う。

【施策】

◇ 体験活動・読書活動等の推進

- ・ 豊かな感性や情緒をはぐくむとともに、豊かな言語力を育成する観点から、朝読書をはじめとする読書活動の実施を促す。あわせて、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、学校図書館の機能の発揮を図るとともに、司書教諭が発令されていない学校においても有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

② 質の高い教育を支える環境を整備する

子どもたちが、質の高い充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、教材や図書を整備を図る。また、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や家庭や地域との連携に資するよう、学校における情報化の推進に取り組む。あわせて、国においては、各地方公共団体におけるこれらの取組をいわゆる「公教育費マップ」の公表などにより国民に分かりやすく説明し、効率的・効果的な取組を促す。さらに、教育に関する研究成果等の蓄積・活用等に取り組む。

【施策】

◇ 学校図書館の整備の推進

学校図書館資料を充実させるため、平成19年度から23年度までの「学校図書館図書整備5カ年計画」に基づく単年度約200億円の地方財政措置の活用も促しつつ、学校図書館図書標準の達成を目指す。あわせて、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めるとともに、学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を促す。